平成２２年（フ）第９２２号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　14棟303号
債務者　渡辺　慎也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２８号
福岡県糸島市篠原西３丁目14番14号
債務者　内野　敏明
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３３号
福岡市博多区那珂６丁目12番２号
債務者　古賀　　進
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３７号
福岡市東区多々良１丁目35番22―205号
債務者　原口　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６５号
福岡市南区井尻２丁目２番42―503号
債務者　前田　知美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６７号
福岡県糸島市長野127番地
債務者　重松　　旭
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７７号
福岡市早良区星の原団地54番101号
債務者　立石　幸枝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８１号
福岡市博多区千代１丁目21番21―402号
債務者　吉田　舞望
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９８号
福岡市東区筥松４丁目８番58―102号
債務者　星　　博之
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９９号
福岡市南区若久４丁目２番21―205号
債務者　瀬戸山　修
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００５号
福岡県宗像市平井３丁目７番11号
債務者　高尾　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００９号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目20番32号
債務者　村山　真二
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１号
宮崎県延岡市牧町4670番地１
債務者　平岡　和人
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１０７号
宮崎県東臼杵郡大字門川町門川尾末9127番地３
債務者　赤澤　和昭
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７９号
鹿児島県伊佐市菱刈南浦2605番地
債務者　吉原　　守
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
沖縄県浦添市港川２丁目８番６号　銘苅アパートＭ―８
債務者　本村　久乃
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８６号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子町29番地２　美沢荘②１Ｆ東、前住所東京都立川市一番町５－１－３　山下コーポ302
債務者　萩野　春巳
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６７号
茨城県取手市井野団地３番５―503号
債務者　[illegible]塚美知子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係